

企画競争実施の公示

令和 6 年 2 月 1 5 日

北陸地方整備局 阿賀川河川事務所長 天野 聡

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本競争に係る契約締結は、当該業務に係る令和 6 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和 6 年度阿賀川住民参加型河川管理作業

(2) 作業の目的

本作業は、管理区間沿川の住民や地域活動団体がそれぞれの地域の堤防において除草作業を行うため、沿川住民・団体から作業に従事する者を募集し、除草実施時には施工管理及び安全管理を行うとともに、除草完了後においては堤防点検支援を実施するものである。

(3) 作業内容

本作業の内容は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| ①作業従事者の募集 | 1 式 |
| ②堤防除草工 | 1 式 |
| ③機動業務工 | 1 式 |
| ④堤防点検支援工 | 1 式 |
| ⑤草木の刈払・撤去工 | 1 式 |
| ⑥貸付機械等使用機械の手配管理 | 1 式 |

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 2 1 日

(5) 履行場所

阿賀川河川事務所管内

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有するのは、以下の要件を満たしている者（単体企業・団体）とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出時において、令和 4 ・ 5 ・ 6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の東北地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 有資格者が「会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記（3）に掲げる書類を提出している者を除く。）

(5) 企画提案書の提出者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

a 子会社等（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。b において同じ）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。

b において同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし a については、会社等（会社法施行規則平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が、同一の競争に参加している場合。その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 企画提案書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 企画提案書の提出者は、福島県内又は新潟県内に本店、支店又は営業所等が存すること。

(9) 企画提案書の提出者及び配置予定主任技術者は、平成25年度以降から公示日までの活動において、以下に示す同種又は類似の活動実績を1件以上有すること。なお、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務等も活動実績として認めるものとする。

【同種活動】

①河川、道路、公園等の公共施設の除草作業又は清掃作業

②河川、道路、公園等の公共施設の点検

【類似活動】

③自然環境に係る調査

④防災に係る活動

⑤上記①～④に係るワークショップ、シンポジウム又は委員会の企画・運営

3. 特定するための評価基準

(1) 企画提案書の提出者の経験及び能力

同種又は類似の活動実績、地域精通度（営業拠点の所在地）

(2) 配置予定主任技術者の経験及び能力

同種又は類似の活動実績、地域精通度（当該事務所周辺での活動実績）

(3) 作業の実施方針

業務理解度、実施体制

(4) 特定テーマに対する提案

特定テーマの的確性、実現性

(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況法認定

4. 手続等

(1) 担当部局

〒965-8567 福島県会津若松市表町2-70

北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 総務課 総務係

電話：0242-26-6441

電子メール：agagawa-soumu@hrr.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で書面での交付を行う。ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め（1）担当部局に事前連絡を行うこと。

電子データでの交付を希望する者には、記録媒体（CD-R等）を（1）に持参又は郵送（着払い・交付希望者の負担）することにより電子データを交付するので、（1）にその旨連絡すること。

- ①郵送の場合：（１）に申し出ること。
- ②窓口での交付：令和６年２月１５日から令和６年３月５日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。なお、説明書の交付を希望する場合は、予め（１）まで事前連絡を行うこと。
- （３）企画提案書の提出期限、場所及び方法
 - 提出期限：令和６年３月６日　１２時００分
 - 提出場所：（１）に同じ。
 - 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによること。
- （４）説明会の日時及び場所等
実施しない
- （５）企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
実施しない

５．その他

- （１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）関連情報を入手するための照会窓口　４．（１）に同じ。
- （３）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- （４）企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。
- （５）企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- （６）企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。
また、企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の承諾を得なければならない。
- （７）特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- （８）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- （９）その他の詳細は説明書による。